

不開示部分	根拠規定	不開示理由
印影	東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
公表されていない電話番号	東京都情報公開条例 第7条第6号	業務外の問い合わせ等への対応により業務に支障を及ぼすおそれがあるため
参加者指名者表に記載の各社の希望状況	東京都情報公開条例 第7条第5号	具体案件の選定経過に係る情報を公表することで、都の選定方法への異議・要望等、今後の選定経過における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、他案件にも影響があるため
	東京都情報公開条例 第7条第6号	当該情報が公になることにより、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため